

学校教育法の抜粋

学校教育法(昭和 22 年 3 月 31 日 法律第 26 号)

第五十二条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第六十九条の二 大学は、第五十二条に掲げる目的に代えて、深く専門の学術を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。

2 (略)

3 前項の大学は、短期大学と称する。

第八十二条の二 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うものは、専修学校とする。

第六十五条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。